

松戸市工事検査要綱

松戸市工事検査要綱（昭和58年松戸市訓令甲第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）の検査の業務について、法令その他に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（検査の種類）

第2条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- (2) 完成（確認）検査 工事目的物の引渡し前に、天災等の不可抗力により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときに損害状況の確認を行う検査
- (3) 出来形検査 工事の完成前に、出来形部分及び検査済工事材料の確認を行う検査
- (4) 出来形（部分引渡し）検査 工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分の完成の確認を行う検査
- (5) 出来形（打切り清算）検査 工事の完成前に契約の解除を行った工事の出来形部分及び検査済工事材料の確認を行う検査
- (6) 中間技術検査 1件の請負代金額が500万円を超える建設工事の施工過程において、市長が必要と認めるときに行う検査

（契約内容の通知）

第3条 契約担当課長は、工事請負契約を締結したとき又は当該契約の内容を変更したときは、速やかにその内容を工事検査担当課長（以下「主務課長」という。）に通知するものとする。

2 主務課長は、前項の通知を受けたときはその内容を工事検査台帳に記録するものとする。

（検査の基準）

第4条 検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、請負契約書、設計図書等によりあらかじめ工事の内容を把握し、当該工事に係る関係図書等に基づき、厳正かつ公正に検査を行うものとする。

（検査の立会い）

第5条 検査は、受注者並びに監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）及び次の各号に掲げる工事の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる職員（以下「立会人」という。）が立会いの上、これを行うものとする。ただし、立会人について主務課長が特に認めた場合は、その他の職員をもってこれに充てることができる。

- (1) 請負代金額が1件5,000万円以上の工事 当該工事担当課の主幹職以上の職にある者
- (2) 請負代金額が1件5,000万円未満の工事 当該工事担当課の主査職以上の職にある者

（検査の手続）

第6条 工事担当課長は、受注者から工事の完成の通知を受けたとき又は工事の出来形部分について確認の請求を受けたとき及びこれらに係る関係書類の提出を受けたときは、速やかに当該工事の監督職員を工事現場に派遣し、その工事目的物の完成又は出来形を確認させるとともに、その結果を報告させるものとする。

2 工事担当課長は、前項の規定による報告を受け、工事目的物の完成又は出来形を確認したときは、前

項に規定する通知又は請求を受けた日（以下「通知日」という。）から起算して7日以内に工事検査執行依頼書（第1号様式）に提出された関係書類を添えて主務課長に検査を依頼するものとする。

- 3 工事担当課長は、中間技術検査を依頼するときは、工事検査執行依頼書をもって主務課長に検査を依頼するものとする。
- 4 主務課長は、前2項の規定による依頼を受けたときは、速やかに当該工事の検査職員を指定し、検査執行日及び当該検査職員の氏名を工事担当課長に通知するものとする。
- 5 工事担当課長は、前項の規定による検査執行の通知を受けたときは、速やかに検査執行日等について当該工事を担当する監督職員及び立会人並びに受注者に通知するものとする。
- 6 主務課長は、通知日から起算して14日以内に検査を行うものとする。

（検査手続の協議）

第7条 工事担当課長は、出来形（打切り清算）検査を依頼するときは、検査を行うための手続きについて事前に契約担当課長、予算執行課長及び主務課長と協議するものとする。

（検査の報告等）

第8条 検査職員は、工事の検査の結果、出来形、品質等が請負契約書、設計図書、仕様書その他関係書類と適合し合格と認めるときは、次の各号に掲げる検査の種類に応じ、当該各号に掲げる書類に関係書類を添えて、請負代金額が1件5,000万円以上の工事にあつては財務部長に、請負代金額が1件5,000万円未満の工事にあつては主務課長に報告するものとする。

(1) 完成検査、完成（確認）検査及び出来形（部分引渡し）検査 次に掲げる書類

ア 工事検査調書兼報告書（松戸市財務規則（昭和57年松戸市規則第9号。以下「規則」という。）第77号様式）

イ 工事成績評定表（第2号様式又は第3号様式）

ウ 工事検査結果通知書（規則第78号様式）

(2) 出来形検査及び修補指示後の完成検査 次に掲げる書類

ア 工事検査調書兼報告書

イ 工事検査結果通知書

(3) 出来形（打切り清算）検査 次に掲げる書類

ア 工事検査調書兼報告書

イ 前条の協議に基づき決定した書類

(4) 中間技術検査 次に掲げる書類

ア 工事検査調書兼報告書

イ 工事成績評定表（第2号様式）

2 財務部長又は主務課長は、前項第1号の検査の報告を受けたときは、工事検査結果通知書、工事検査調書兼報告書及び関係書類を予算執行課長に送付するものとする。

3 予算執行課長は、受注者に対して工事検査結果通知書を交付し、工事目的物の引渡しを受ける。

4 前項に規定する工事目的物の引渡しの時期は、検査に合格した日とする。ただし、予算執行課長の必要により、予算執行課長が受注者と協議を行い別に定めることができる。この場合において、当該協議は、書面により行わなければならない。

5 検査職員は、工事の検査の結果、出来形、品質等が請負契約書、設計図書、仕様書その他関係書類と相違し、又は不完全と認めるときは、速やかに請負代金額が1件5,000万円以上の工事にあつては財務部長に、請負代金額が1件5,000万円未満の工事にあつては主務課長に工事検査調書兼報告書及び修補指示

書(第4号様式)により、その旨を報告後、工事検査調書兼報告書、修補指示書及び関係書類を工事担当課長に送付するものとする。

6 工事担当課長は、受注者に対して修補指示書により指示する。

(準用)

第9条 修補指示後の検査は、第5条から前条までの規定を準用する。

(検査の中止)

第10条 検査職員は、検査の際、受注者が検査の執行を妨げ、当該検査を行うことができなくなったときは、当該検査を中止し、直ちに請負代金額が1件5,000万円以上の工事にあつては財務部長に、請負代金額が1件5,000万円未満の工事にあつては主務課長にその旨を報告し指示を受けるものとする。

(成績の評定)

第11条 監督職員、工事担当課の工事担当班長(工事担当課長がその課の主査の職以上にある者のうちから指定する者をいう。)及び検査職員は、別に定める工事成績評定要領に基づき、工事の成績を厳正かつ公正に評定しなければならない。

(検査事務の整理)

第12条 主務課長は、検査職員から第8条第1項に規定する検査報告を受けたときは、その内容を工事検査台帳に記録し、検査事務を整理するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令甲は、令和8年4月1日から施行する。

業種別：		(契約番号)	
工事検査執行依頼書		年 月 日	
(依頼先) 工事検査担当課長		(依頼元) 工事担当課長	
次のとおり、工事の(完成・完成(確認)・出来形 [第 回]・出来形(部分払い)・出来形(打切り清算)・中間技術)を確認したので検査の執行を依頼します。			
工 事 名 称			
工 事 場 所			
(当初設計金額)	(円)	(当初請負代金額)	(円)
設 計 金 額	円	請負代金額	円
(当初工期)	(年 月 日 から 年 月 日 まで)		
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
受注者	住所		
	氏名		
現場代理人氏名			
主任(監理)技術者氏名			
届出年月日	年 月 日	確認年月日	年 月 日
工 事 担 当 課			
監督職員氏名			
備考			
工事検査執行通知書		年 月 日	
(通知先) 工事担当課長		(通知元) 工事検査担当課長	
次のとおり、検査を執行しますので通知します。			
検査執行日時	年 月 日 (曜日)		
検査職員氏名			
備考			

工 事 成 績 評 定 表						完 成 出 来 形 (部分引渡し) 中間技術						検査年月日		年 月 日													
工事名称						工期						工事担当課		請負代金額						円							
受注者						年 月 日 ~						年 月 日															
考 査 項 目		監 督 職 員					工 事 担 当 班 長					検 査 職 員 (中間技術)					検 査 職 員										
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																					
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																					
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15														
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15														
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																					
3. 及び 出来形 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応						+20.0 ~ 0																				
5. 創意工夫	I. 創意工夫	+7.0		~	0																						
6. 社会性等	I. 地域への貢献度等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点										
評定点 (65±加減点合計)		① 点					② 点					③ 点					④ 点										
7. 評定点計		⑤ 点					○中間技術検査あり (① 点×0.4 +② 点×0.2 +③ 点×0.2 +④ 点×0.2) = 点					※但し、③中間技術検査が2回以上の場合は平均値					○中間技術検査なし (① 点×0.4 +② 点×0.2 +④ 点×0.4) = 点										
8. 加重平均による評定点		⑥ 点																									
9. 法令遵守等							減点 ⑦ 点																				
10. 評定点合計		点					○⑤評定点計又は⑥加重平均による評定点 () 点 - ⑦法令遵守等 () 点 = 点																				
11. 総合評価項目不履行による減点							無し 有り 対象外																				
所 見		(監督職員)					(工事担当班長)					(検査職員)															

注 1) 該当する加減点を丸で囲む。 2) 1.~3.の評定 (65±加減点合計) +4.~6.の評定 (加減点合計) = 評定点 各評定点 (①~④) は小数第一位まで記入する。

3) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。(小数第一位を四捨五入)

工 事 成 績 評 定 表		完成 出来形 (部分引渡し)											検査年月日					年 月 日				
													工事担当課					所 見				
工 事 名 称																						
受 注 者		請負代金額											円			(監督職員)						
工 期		年 月 日 ~ 年 月 日																				
考 査 項 目		監 督 職 員					工 事 担 当 班 長					検 査 職 員										
項 目	細 別	加 点	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	(工事担当班長)				
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+10	+2.5	+1.5	0	-5	-10	+10	+5	0	-10	-20										
	II. 現場代理人		+5	+2.5	0	-5	-10															
	III. 主任技術者		+2.5	+1.5	0	-5	-10															
2. 施工状況	I. 施工状況一般	□	+2.5	+1.5	0	-5	-10						+5	+2.5	0	-5	-10					
	II. 工程管理		+2.5	+1.5	0	-5	-10	+10	+5	0	-10	-20										
	III. 安全対策		+5	+2.5	0	-5	-10	+15	+7.5	0	-15	-30										
	IV. 対外関係		┘	+5	+2.5	0	-5	-10														
3. 出来形 及び品質	I. 出来形												+10	+5	0	-10	-20					
	II. 品質												+10	+5	0	-10	-20					
4. 出来ばえ	I. 出来ばえ												+10	+5	0	-10						
加減点合計 1 + 2 + 3 + 4		点					点					点										
評定点		① 点					② 点					③ 点					総合評価			出来形(部分引渡し)評定点		
評定点合計		① × 0.3 +					② × 0.2 +					③ × 0.5 =					点			点		

注1) 該当する加減点を丸で囲む。 2) 65点±加減点合計=評定点 3) ①×0.3+②×0.2+③×0.5=評定点合計 4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。 5) 監督職員、検査職員が二人以上の場合は、協議のうえ評定する。 6) 総合評価は、「工事成績の総合評価」により記入する。なお、出来形(部分引渡し)検査の総合評価はしないものとする。

修 補 指 示 書

第 号

年 月 日

受注者 様

松戸市長

下記工事は検査の結果、不備が認められますので松戸市財務規則第153条第4項の規定により、次のとおり修補するよう指示します。

記

工事名称

修補期限

年 月 日

修補の箇所

備考

(注)修補を完了したときは、改めて工事の完成を通知すること。